耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

平成21年４月１日付け20農振第2207号
最終改正　平成23年４月１日付け22農振第2141号
農林水産事務次官依命通知

第１　趣旨

世界の食料需給のひっ迫傾向、我が国の農地面積の減少等、食料及び農業をめぐる諸情勢が変化する中で、国民に対する食料自給力を強化するためには、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要である。

このため、食料・農業・農村基本計画（平成22年３月30日閣議決定）においては、「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地の再生・有効利用を図る」ことが掲げられている。

耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、耕作放棄地の所有者や周辺農業者等引受手となり得る者の態様等は地域によって様々であり、耕作放棄地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が必要である。

これらを踏まえ、耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本対策」という。）を実施する。

第２　対策の内容

本対策は、第５に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）及び地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）を実施主体とし、その内容は次のとおりとする。

１　耕作放棄地再生利用交付金

別紙１の定めるところに従い、耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）を交付し、耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の補完整備を推進する。

第３　実施期間

本対策の実施期間は、平成21年度から平成25年度までの５年間とする。

第４　対策推進の基本的考え方

１　国、地方公共団体、関係団体等の連携

耕作放棄地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が重要であり、また、耕作放棄地の再生・利用は、耕作放棄地が存在することの地域における悪影響の解消はもとより、食料自給力の強化や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組である。

このため、本対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役

割分担を踏まえ、相互に連携を図る必要がある。

2　耕作放棄地対策協議会の役割

都道府県協議会及び地域協議会は、本対策の実施主体として、再生利用交付金の適正な管理・執行、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組に係る合意形成等、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。

3　推進上の留意点

（1）本対策の推進に当たっては、集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地や周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす耕作放棄地の再生・利用に特に努めるものとし、また、農業経営の安定、国内生産力の確保、担い手の育成・確保や農地の面的集積にも留意しつつ推進するものとする。

（2）また、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年４月３日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本対策を効率的かつ効果的に推進するものとする。

第５　耕作放棄地対策協議会

1　本対策の実施主体として、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、都道府県の区域をその区域とする都道府県協議会及び市町村の区域等をその区域とする地域協議会を設置するものとする。

2　都道府県協議会及び地域協議会は、次に定める要件を満たすものとする。

（1）代表者が定められていること。

（2）都道府県協議会においては、都道府県、都道府県農業会議、都道府県農業公社、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等から、地域協議会においては、市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区等から、当該都道府県又は当該地域の実情に応じて会員が構成されていること。また、導入作物の候補及び選定方針の検討等の際に普及指導センターによる技術及び経営に関する指導が必要な地域にあっては、地域協議会の会員に普及指導センターを含めるものとすること。

（3）本対策に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。

（4）（3）の規約その他の規程において、１つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（5）（2）に掲げる組織の担当部局のうち１以上が協議会の事務局の一部を構成して

いること、又は（２）に掲げる組織の役員、管理職その他本対策の実施に係る職責を有する者のうち１人以上が当該協議会における事務及び会計の処理に責任を有する立場にあること。

（６）協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。

３　都道府県協議会の代表者（以下「都道府県協議会長」という。）は、本対策を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程を定め、２の要件を満たすことについて、当該都道府県協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

４　地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）は、本対策を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地域協議会の運営等に係る規約その他の規程を定め、２の要件を満たすことについて、都道府県協議会長の承認を受けなければならない。また、この承認を行った都道府県協議会長は、その旨を地方農政局長等に報告するものとする。

５　都道府県協議会長は、都道府県協議会の区域において、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成22年４月１日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第１の都道府県農業再生協議会が設置される場合には、都道府県協議会の機能を都道府県農業再生協議会に統合するよう努めるものとする。

６　地域協議会長は、地域協議会の区域において、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成22年４月１日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第２の地域農業再生協議会が設置される場合には、地域協議会の機能を地域農業再生協議会に統合するよう努めるものとする。

第６　実施の手続

１　都道府県協議会関係

（１）都道府県協議会長は、本対策を実施しようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

ア　再生利用推進計画

イ　業務方法書

（２）都道府県協議会長は、当該年度に行う別紙１第１の３の再生利用活動附帯事業の実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

（３）都道府県協議会長は、２により地域協議会長から提出された再生利用実施計画の

写しを地方農政局長等に提出するものとする。

２　地域協議会関係

地域協議会長は、本対策を実施しようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画を作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

（１）集落単位等個々の地区単位で定める再生利用実施計画

（２）当該年度に地域協議会が行う別紙１第１の３の再生利用活動附帯事業の実施計画

第７　助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

第８　各種施策との連携

本対策は、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の関連諸制度及び次に掲げる施策との連携に留意の上実施するものとする。

１　農業生産基盤の整備に関する施策
２　戸別所得補償に関する施策
３　担い手の育成・確保に関する施策
４　新規就農者の育成・確保に関する施策
５　農地の確保・有効利用の促進に関する施策
６　鳥獣による被害防止対策の推進に関する施策
７　耕作放棄地の発生の防止に関する施策
８　雇用機会の創出に関する施策

第９　報告

本対策の各年度の実績については、別紙１第５の定めるところに従い、都道府県協議会長は地方農政局長等に、地域協議会長は都道府県協議会長に報告するものとする。

第10　委任

本対策の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるものとする。

附　則

１　ブロック協議会

（１）都道府県の地域区分の単位等における都道府県、市町村、関係団体等が、各々の役割分担等を勘案し適当と認めるときは、これらを会員とする耕作放棄地対策協議会（以下「ブロック協議会」という。）を本対策の実施主体とすることができる。

（２）ブロック協議会は、都道府県協議会と地域協議会双方の機能を併せ持つものであり、ブロック協議会の設置、ブロック協議会による本対策の実施等については、この要綱における都道府県協議会及び地域協議会に関する規定を準用するものとし、この場合、都道府県協議会と地域協議会との間の手続等は省略するものとする。

２　耕作放棄地再生利用推進事業実施要綱（平成20年10月16日付け20農振第1254号農林水産事務次官依命通知）に基づき設置された都道府県協議会及び地域協議会を本対策の実施主体とする場合は、改めて当該協議会の設置手続を経る必要はない。但し、本対策の実施に伴う当該協議会の運営等に係る規約その他の規程の一部変更や第６に定める実施の手続は行わなければならない。

附　則

１　この通知は、平成22年４月１日から施行する。

２　この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年４月１日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成21年度中に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附　則

１　この通知は、平成23年４月１日から施行する。

２　この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年４月１日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成22年度中に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

３　既に設置されている都道府県協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第１の都道府県農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、都道府県農業再生協議会は都道府県協議会が国から交付された再生利用交付金により積み立てた資金の全額を譲り受けるとともに、本対策の実施に係る全ての事務を継承するものとする。

４　既に設置されている地域協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第２の地域農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、地域農業再生協議会は地域協議会が都道府県協議会から交付された再生利用交付金の残額の全額を譲り受けるとともに、本対策の実施に係る全ての事務を継承するものとする。

（別紙１）

耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施方法

第１　事業の内容

１　再生利用活動に対する支援

耕作放棄地の再生・利用のための次の取組を支援するものとする。

（１）再生作業

貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等）

（２）土壌改良（２年目）

本交付金を受け既に土壌改良を実施したものに限る

（３）営農定着

営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等

（４）経営展開

経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の実践

２　施設等補完整備に対する支援

１の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類		内　　容
基盤整備	①農業用用排水施設	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更
	②農道	農道等の新設又は改良
	③暗きょ排水	暗きょの新設又は変更
	④客土	客土(混層耕を含む。)及び畑地の層厚調整工
	⑤区画整理	区画形質の変更
	⑥農用地保全	法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウスの再生活用、廃棄物処理等
	⑦基盤整備用機械	基盤整備用機械及び附帯施設の借上げ等
小規模基盤整備		上記の基盤整備のうち簡易なもの
乾燥調製貯蔵施設		穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、籾すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備
集出荷貯蔵施設		農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ

	玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備
農業体験施設	市民農園や教育ファームに係る区画、園路、農機具収納施設、休憩施設等の整備
農業用機械・施設	農業用機械及び付属機械器具の購入又は借上げ、農業用施設（ハウス、果樹棚、防風・防霜施設等）の整備

３　再生利用活動附帯事業に対する支援

都道府県協議会及び地域協議会が行う１又は２の取組に必要な事務や農地利用調整等の諸活動を農村振興局長が別に定めるところにより支援するものとする。

第２　対象農地

１　第１の１（１）から（３）までの支援の対象となる農地は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域（同法第８条第１項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の農地とし、それぞれ次のとおりとする。なお、当該農地を第１の２の農業体験施設として活用する場合は、支援の対象となる農地は農用地区域に限らない。また、当該農地において、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙８の１の戦略作物助成及び二毛作助成の要件を満たす戦略作物又は同別紙10の２の産地資金による助成内容の設定により当該地域において産地資金の対象と設定された作物のいずれかを再生作業を行う年度から起算して５年間以上生産する場合は、農用地区域の農地のほか、農用地区域外の農地（市街化区域（都市計画法（昭和43年６月15日法律第100号）第７条に規定する市街化区域をいう。）内の農地を除く）を支援の対象とする。

（１）第１の１（１）の支援の対象となる農地は、保全管理が行われていなかった、又は保全管理の水準が低かったこと等により、耕作放棄地全体調査要領（平成20年４月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「全体調査要領」という。）３(1)又は(2)の区分に該当する状態となっているもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。

（２）第１の１（２）及び（３）の支援の対象となる農地は、（１）のほか、（１）と同様の状態にあったが自助努力等によって再生作業がなされたことの確認が可能な農地とする。

２　第１の２の施設等の支援の対象とすることができる農地は、１（１）及び（２）とその周辺の農地とする。

第３　事業の仕組み

１　国は、毎年度、予算の範囲内において、第１の取組に係る経費に充てるため、都道府県協議会があらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、都道府県協議会に対して再生利用交付金を交付する。

２　地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、再生利用実施計画及び再生利用活動附帯事業の実施計画を添えて都道府県協議会に対して再生利用交付金の交付を申請するものとし、都道府県協議会は、地域協議会の申請に応じ遅滞なく再生利用交付金を交付するものとする。

３　農業者又は農業者等の組織する団体等が第１の１及び２の取組（第１の１（４）のうち「実証ほ場の設置・運営」及び第１の２の施設等補完整備のうち「農業用機械及び付属機械器具の購入」を除く。）の主体となる場合は、地域協議会は、２の業務方法書の定めるところにより、当該農業者又は農業者等の組織する団体等に対して再生利用交付金を交付するものとする。

４　都道府県協議会及び地域協議会が第１の取組の主体となる場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金を用いて第１の取組を実施するほか、都道府県協議会及び地域協議会の各会員が当該取組を行う場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金を各会員に対して配分することができるものとする。

５　地域協議会は、第１の１（１）の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度からの５年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、第１の１（１）の取組に係る経費に充てるものとする。

６　都道府県協議会は、本対策の効率的な実施を図る見地から適当と認められるときは、地域協議会に代わり、第１の１及び２の取組の主体となることができる。この場合、都道府県協議会と地域協議会との間の再生利用交付金の交付に係る手続は省略するものとする。

第４　助成措置

国の再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

１　第１の１関係

（１）第１の１（１）から（３）までの取組に対する支援の交付額は、第２の１の対象農地の面積に下表の区分ごとの交付単価を乗じて得た金額とする。

再生利用活動の区分	10アール当たり 交付単価	交付期間
再生作業		

（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）	50,000円	１年間
土壌改良（２年目）	25,000円	１年間
営農定着	25,000円	１年間

（２）第１の１（１）のうち、重機を用いて行う等の再生作業に対する支援の交付額は、当該作業に係る事業費に２分の１（沖縄県は３分の２）を乗じて得た金額以内とする。

（３）第１の１（４）の取組に対する支援の交付額は定額とする。

２　第１の２関係

（１）施設等補完整備（小規模基盤整備を除く。）に対する支援の交付額は、施設等補完整備に係る事業費に２分の１（沖縄県は３分の２）を乗じて得た金額以内とする。

（２）施設等補完整備のうち小規模基盤整備に対する支援の交付額は、第２の１（１）、（２）及びその周辺の全体調査要領３(1)又は(2)の区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地の面積に下表の交付単価を乗じて得た金額とする。

事業種類	10アール当たり 交付単価
小規模基盤整備	25,000円

３　第１の３関係

第１の３の取組に対する支援の交付額は定額とする。

第５　実績の確認と報告

１　農業者又は農業者等の組織する団体等が第１の１及び２の取組の主体となる場合は、当該農業者又は農業者等の組織する団体等は、各年度の取組の実績について地域協議会長に報告するものとする。

２　地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

（１）１の報告

（２）１について地域協議会が行った確認の結果

（３）地域協議会が第１の１及び２の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績

（４）都道府県協議会から交付された再生利用交付金の各年度の収支

（５）第１の３の再生利用活動附帯事業の実績

３　都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

（１）２の報告

（２）都道府県協議会が第１の１及び２の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績

（３）国の再生利用交付金により積み立てた資金の各年度の収支

（４）第１の３の再生利用活動附帯事業の実績